

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
が休息日、  
日をとる、  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等(地方課)

字の区域の変更(〃)

土地改良法による換地処分(二件) (農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による字倍野地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からそ

の効力を生ずる。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

大字玉銚字耳高

同上の区域(昭和六十三年八月二十二日現在の地番による。)

大字玉銚字上耳高の全域

大字玉銚字梶給一一〇の二の一部、一一二の一部、一一七の二の一部、一一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字玉銚字下耳高のうち一一一の一部、一一二の二の一部、一一二の三の一部、一一二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字玉銚字樋懸り一二七の二の一部、一二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字玉銚字銅々のうち一九二の一部、一九二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字広西字上前田四一の二、四二の二、四三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字広西字上洞々二一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称

大字玉銚字カイケ森

同上の区域(昭和六十三年八月二十二日現在の地番による。)

大字玉銚字カイケ森のうち九六の一の一部、一〇一の一、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字玉鉾字梶給</p>	<p>大字玉鉾字カイケ森九六の一の一部、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字玉鉾字梶給のうち一一〇の二の一部、一一二の一部、一一七の一の一部、一一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字玉鉾字下耳高一二二の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字広西字梶清の一、一の二の一部、二の二の一部、二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字広西字下梶清三五の一の一部及びこれと一体をなす国有地        大字広西字上前田三六の一、三九の二、三九の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字玉鉾字銅々</p>	<p>大字玉鉾字下等ヶ坪の全域        大字玉鉾字カイケ森一〇一の一        大字玉鉾字下耳高一二二の三の一部、一二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字玉鉾字樋懸り一二七の二の一部、一二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字玉鉾字銅々一九二の一部、一九二の一及びこれらと一体をなす国有地        大字玉鉾字海田二〇〇の三の一部        大字広西字上洞々のうち二一九の一の一部、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字玉鉾字海田</p>	<p>大字玉鉾字海田のうち二〇〇の三の一部以外の区域        大字広西字上洞々二二三の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字広西字下河原</p>	<p>大字広西字下河原の全域        大字広西字梶清のうち一、一の二の一部、二の二の一</p>

<p>大字広西字上前田</p>	<p>部、二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字広西字下梶清のうち三五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字玉鉾字下耳高、大字玉鉾字上耳高、大字玉鉾字樋懸り、大字玉鉾字下等ヶ坪、大字広西字梶清、大字広西字下梶清、大字広西字上洞々</p>

鳥取県告示第百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による沢谷地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成元年八月三十日現在の地番による。）
沢谷字馬場前	沢谷字馬場前のうち二四五の三、二四五の五と一体をなす 国有地の一部以外の区域
沢谷字畔高	沢谷字畔高のうち二八〇の二、二八〇の四、二八〇の五、 二八一の二、二八一の四、二八二次一及びこれらと一体を なす国有地以外の区域
沢谷字谷口	沢谷字平ル二二二の三、二二〇の二及びこれらと一体をな す国有地 沢谷字馬場前二四五の三、二四五の五と一体をなす国有地 の一部 沢谷字畔高二八〇の二、二八〇の四、二八〇の五、二八一 の二、二八一の四、二八二次一及びこれらと一体をなす國 有地 沢谷字谷口のうち二九三の二の一部、二九三の二の一部及 びこれらと一体をなす国有地以外の区域 沢谷字釜穴三〇一の二、三〇二の二の一部、三〇二の四、 三〇二の六、三〇三の二の一部、三〇三の五の一部及びこ れらと一体をなす国有地 沢谷字御供田三〇五の二と一体をなす国有地の一部
沢谷字平ル	沢谷字平ルのうち二二二の三、二二〇の二及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域
沢谷字釜穴	沢谷字釜穴のうち二九六の二、二九八の二、三〇一の二、 三〇二の二、三〇二の四、三〇二の六、三〇三の二、三〇 三の三、三〇三の三から三〇三の五まで及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域
沢谷字長尾ヶ谷	沢谷字長尾ヶ谷のうち四四七、四四八の三から四四八の五
沢谷字後荒神	まで以外の区域 沢谷字後荒神のうち四一六の二から四一六の四まで、四一 七の二から四一七の五まで、四二〇から四二三まで及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域
沢谷字御供田	沢谷字谷口二九三の二の一部、二九三の二の一部及びこれ らと一体をなす国有地 沢谷字釜穴二九六の二、二九八の二、三〇二の二の一部、 三〇三の一部一、三〇三次一、三〇三の三、三〇三の四、 三〇三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 沢谷字御供田のうち三一九の二の一部、三一九の二の一部 及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇五の二と一体を なす国有地の一部以外の区域 沢谷字漆谷四一一の二の一部、四一一の三の一部、四一三 の二から四一三の四まで 沢谷字後荒神四一六の二から四一六の四まで、四一七の二 から四一七の五まで、四二〇から四二三まで及びこれらと 一体をなす国有地 沢谷字長尾ヶ谷四四七、四四八の三から四四八の五まで
沢谷字柳助	沢谷字柳助のうち三二二の一、三二二から三二四まで、四 五九の三、四五九次二、四六〇次一、四六二次一及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域
沢谷字川茸	沢谷字川茸のうち四六四の四以外の区域
沢谷字只落	沢谷字御供田三一九の二の一部、三一九の二の一部及これ らと一体をなす国有地 沢谷字柳助三二二の一、三二二から三二四まで、四五九の 三、四五九次二、四六〇次一、四六二次一及びこれらと一 体をなす国有地

<p>沢谷字漆谷</p>	<p>沢谷字只落のうち三二九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三二八と一体をなす国有地の一部以外の区域        沢谷字鑿谷三三七から三三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地        沢谷字漆谷四一〇の二の一部、四一一の二の一部、四一一の三の一部        沢谷字川茸四六四の四        沢谷字小谷四七五の四、四七六の二、四七七の二、四七八の一八の一部、四七八の二の一部</p>
<p>沢谷字小谷</p>	<p>沢谷字漆谷のうち四〇八の二から四〇八の二まで、四〇九の二、四一〇の二、四一一の二、四一一の三、四一三の二から四一三の四まで以外の区域        沢谷字小谷のうち四七五の四、四七六の二、四七七の二、四七八の一五、四七八の一六、四七八の一八、四七八の二一から四七八の二七まで以外の区域</p>
<p>沢谷字鑿谷</p>	<p>沢谷字只落三二九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三二八と一体をなす国有地の一部        沢谷字鑿谷のうち三三七から三三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        沢谷字大エゴ四〇六の二、四〇六の一〇から四〇六の二二まで        沢谷字漆谷四〇八の二から四〇八の二二まで、四〇九の二、四一〇の二の一部、四一一の三の一部        沢谷字小谷四七八の一五、四七八の一六、四七八の一八の一部、四七八の二二の一部、四七八の二二から四七八の二七まで</p>
<p>沢谷字大エゴ</p>	<p>沢谷字大エゴのうち四〇六の二、四〇六の一〇から四〇六の二二まで以外の区域</p>

鳥取県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る宇倍野地区第二工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る沢谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次